

第2グループ 事業番号②

事業シート (概要説明書)						
担当局名			予算事業名	就学援助費補助金		
担当部名			総合計画上の位置付け	学校教育の充実		
担当課・係名	学校教育課・学校教育係					作成責任者 高岡 威
事業開始年度	H17 (単費開始)		根拠法令	学校教育法19条、学校保健安全法24条		
1 実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理 (委託先又は指定管理者: ) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	(1) 目的 (何のために)	大刀洗町立の小学校、中学校に在学する児童及び生徒のうち、経済的な理由によって就学困難な児童生徒に対し、必要な援助を行い義務教育の円滑な実施を図る。				
	(2) 対象 (誰・何を対象に)	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者 (以下準要保護者という。 )。				
	(3) 事業内容 (手段、手法など)	毎年大刀洗町立の小学校、中学校に在学する児童及び生徒の保護者の申請により審査し認定する。認定者には学用品費、給食費、修学旅行費、医療費の一部を援助する。認定方法は、申請者の世帯の総所得を生活保護基準の1.0倍と照らし合わせ1次判断を行い、その後、民生委員及び学校長の意見を考慮し、最終的に教育委員会で認定している。 ◎小学校 (新入学学用品19,900円、学用品費14,780円、給食費41,250円、修学旅行費20,600円) ◎中学校 (新入学学用品22,900円、学用品費23,880円、給食費47,300円、修学旅行費55,900円)				
(4) 事業の必要性	学校教育法第19条に、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と明記されており、市町村が必ず行わなければならない事業と考える。					
3 コスト	平成22年度		人件費			
	(1) 事業費	7,546 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	(2) 人件費	1,534 千円		担当正職員	1,534 千円	0.2 人
	(3) 総計	9,080 千円		臨時職員他	千円	人
4 事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合	財源内訳		
	H19(決算)	5,927		一般財源	7,438	
	H20(決算)	6,893		国庫補助	108	
	H21(決算見込)	7,092				
	H22(予算)	7,546				
5 平成22年度 事業費内訳	費目	小学校		中学校		
	新入学学用品費	19,900 × 11人 =	218,900	22,900 × 13人 =	297,700	
	学用品費 1年	12,610 × 11人 =	138,710	23,880 × 13人 =	310,440	
	学用品費 2～6年	14,780 × 41人 =	605,980	26,050 × 30人 =	781,500	
	給食費	41,250 × 52人 =	2,145,000	47,300 × 42人 =	1,986,600	
	医療費	6,000 × 3人 =	18,000	6,000 × 4人 =	24,000	
	修学旅行費	20,600 × 6人 =	123,600	55,900 × 16人 =	894,400	
	合計		3,250,190		4,294,640	

事業シート (概要説明書)						
担当局名		予算事業名	就学援助費補助金			
担当部名		総合計画上の位置付け	学校教育の充実			作成責任者
担当課・係名	学校教育課・学校教育係					高岡 威
6 事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度	H21年度	H22年度	
	支給(認定)人員	人	95	106	105	
7 単位当りコスト (事業費/活動指標)	事業費/支給人員		73	68	72	
8 成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	<p>大刀洗町立の小学校、中学校に在学する児童及び生徒総数に対する就学援助者の割合は、平成19年度6.45%(95人/1,474人)、平成20年度6.59%(95人/1,442人)、平成21年度7.51%(106人/1,411人)、平成22年度7.64%(105人/1,374人)と、増加の傾向にある。</p> <p>文部科学省の平成19年度調査によると、全国平均13.74%、福岡県平均18.98%となっており、当町は全国平均及び福岡県平均共に下回っているが、地域状況は様々であり、一概には比較できない。</p> <p>今後も、住民に対し広報等を通じ引き続き周知を行い、経済的理由によって就学困難と思われる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行っていく。</p>					
9 成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度	H21年度	H22年度	
	支給(認定)人員	人	95	106	105	
10 事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>前述したとおり、学校教育法第19条で、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」となっており、当事業は市町村の義務的な事業と考えられるため、廃止するべき事業でもなく、また、民間や国・県・広域が実施するべき事業でもない。</p> <p>したがって市町村が実施するべき事業だと考えられるが、企業の倒産、リストラ等の経済状況や離婚等による母子・父子の増加等社会状況によって受給者及び事業費が増大している状況であり、今後、認定基準や支給額について検討する必要がある。</p>					
11 比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>小郡市 ①認定基準：世帯の総所得が生活保護基準の1.2倍未満 ②21年度実績：715人/5,968人(11.98%) 50,042千円</p> <p>朝倉市 ①認定基準：世帯の総所得が生活保護基準の1.2倍未満 ②21年度実績：606人/4,910人(12.34%) 38,207千円</p> <p>筑前町 ①認定基準：世帯の総所得が生活保護基準の1.2倍未満 ②21年度実績：203人/2,641人(7.69%) 11,246千円</p> <p>大木町 ①認定基準：世帯の総所得が生活保護基準の1.3倍未満及び町民税非課税世帯等 ②21年度実績：124人/1,310人(9.47%) 7,542千円</p>					
12 特記事項 (事業の沿革等)	<p>要保護者と準要保護者に対して行う事業だが、いわゆる三位一体の改革において、平成17年度以降の準要保護者に対する国庫補助が廃止され、一般財源化された。</p>					